

新たな視点からの観光誘客及び消費拡大事業委託業務 仕様書

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響で低迷が続く市内経済の活性化を図るため、全国の20～40代の女性をメインターゲットに、電子雑誌に伊予市の特色を生かした内容の記事を掲載し、ウィズコロナ、アフターコロナの新しい生活様式に対応した伊予市の新たな楽しみ方を印象的に提案する。

電子雑誌に加え、動画を複合的に制作・展開することで相乗効果を高め、全国的に伊予市の知名度を上げるとともに、伊予市に関心を持つ人、伊予市を訪れる人を増加させることを目的とする。

2 期間

契約締結の日から令和5年1月31日まで

3 業務概要

以下について、著名人(女優・女性タレント)を起用して業務を行う。

- (1) 伊予市の特色を生かした記事による電子雑誌の制作・公開
- (2) 伊予市の魅力を発信する動画の制作及び配信
- (3) 自主事業

4 業務の要件

次の業務の項目ごとに最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に協議の上、決定するものとする。

(1) 伊予市の特色を生かした記事による電子雑誌の制作

伊予市で実施中又は実施予定の事業等と有機的に結び付け、読者に伊予市を訪問したり、市産品を購入したりといった具体的な行動を促すような電子誌面を掲載する。その中で、誌面の内容については、伊予市観光振興計画とも連動させた内容とするほか、伊予市の特産品を紹介するページも設けること。

(伊予市観光振興計画は、伊予市ホームページよりダウンロードすること。

伊予市観光振興計画 URL : http://www.city.iyo.lg.jp/keizaikoyou/r3_iyocity_omotenashi_plan.html)

① 現地取材

伊予市の観光スポット・商店等を現地取材する。また、著名人(女優・女性タレント)を起用しつつ、PR効果の高い電子誌面となるよう写真等を撮影するとともに、見る人が伊予市に魅力を感じ「訪れてみたい」と思うような原稿を作成する。取材先については、伊予市と協議して決定する。

② 記事の制作

現地取材及び撮影写真等を基に、電子誌面を制作(フルカラー16ページ以上)する。伊予市が保有する写真について可能な範囲で提供するが、必要に応じて写真撮影を行うこと。

掲載期間については12か月以上とし、9月から10月中にリリースする。その他は、提案事項とする。

③ 他メディアでの宣伝及び分析、報告

本メディアのみならず、他メディアでの宣伝も積極的に行い、プレス露出なども努力することとし、

提案時点で想定される広報の方法等について提示すること。

④ その他

掲載内容に応じて、関連する他媒体に誘導する QR コードを掲載するなど、電子誌面に留まらない展開を持たせること。

(2) 伊予市の魅力を発信する動画の制作及び配信

著名人(女優・女性タレント)を起用し、伊予市で実施中又は実施予定の事業等と有機的に結び付け、PR 効果の高い内容を配信する。内容や撮影時期等については提案事項とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大・収束状況を考慮し、伊予市と協議の上で決定する。

① 映像制作

著名人(女優・女性タレント)を起用した印象的な映像等を使用し、見る人が伊予市に魅力を感じ「訪れてみたい」と思わせるものとする。なお、事前に絵コンテ等によるイメージの提案を行い、伊予市と協議の上、編集を進める。

② 掲載内容及び期間

動画の秒数について、30(15)秒前後、60 秒前後、180 秒前後の全3種類の動画を制作すること。なお、掲載期間は 12 か月以上とする。

(3) 自主事業

委託期間内において、受注者の強みを生かし、実施要領に記載の提案限度額内で実施可能な事業があれば提案すること。

5 実績報告等

(1) 業務の完了に当たっては、次の成果品を提出すること。

- ① 業務報告書 正本・副本 各一部
- ② 電子雑誌 掲載 URL 及び印刷データ
- ③ 動画(30(15)秒前後、60 秒前後、180 秒前後) Youtube URL 及び主要な場面のキャプション画像

(2) 業務の成果について、伊予市は事業の実施期間中であっても随時検査を行い、必要な成果が得られているかを確認し、指示できるものとする。伊予市から改善、変更等の指示を受けたときは、受注者は速やかに対応しなければならない。

6 業務実施体制等

(1) 業務実施体制及びスケジュール

- ① 提案に基づき業務を実施できる人員体制及びスケジュールを提案すること。
- ② 業務の進捗状況については、随時、協議・報告すること。

(2) 業務責任者の配置等

業務の実施に当たっては、本業務を統括し、伊予市から指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務遂行管理及び伊予市との意思疎通に努めること。

7 秘密保持

(1) 秘密の保持

- ① 伊予市は本業務に関し、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を、本業務の受注者選定以外の目的で使用しない。
- ② 受注者は本業務に関し、伊予市から受領し又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた調査結果等を、伊予市の許可なく公表し又は使用してはならない。
- ③ 受注者は、本業務により知り得た伊予市、企業、市民及び関係者の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報等の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は法定代理人等の同意を得るとともに、関係法令を遵守しなければならない。

- (3) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後も継続して履行されるものとし、違反があった場合は、法令に基づき厳正に対処するものとする。

8 再委託

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により伊予市の承諾を得たときは、この限りではない。なお、受注者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

9 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。品質が十分に確保されていない場合は、伊予市は改善要求の指示を行い、この指示を受けたときは、受注者は速やかに対応しなければならない。
- (2) 業務に係る一切の経費は委託料に含むものとし、商品、飲食物、体験サービス等の撮影に係る代金は受注者が支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。
- (3) 事業の遂行に当たっては、伊予市と十分協議の上、作業を進めること。
- (4) 業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、伊予市と協議の上、誠意をもって処理すること。
- (5) 当事業は、国庫補助金を活用した事業であり、会計検査院による会計検査対象事業であるため、当該事業の経費の詳細が分かる資料については令和5年度以降5年間保管しておくとともに、市からの開示請求に応じられる形に整理しておくこと。